

議案第70号

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市営住宅条例の一部を改正する条例

東近江市営住宅条例（平成17年東近江市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち1 市営住宅（借上げによる市営住宅を除く。）の団地名、所在等の表金堂団地の項及び大宮団地の項を削り、同表ゆたか団地の項中「同」を「簡易耐火構造平家建」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

金堂団地及び大宮団地を用途廃止したく、本議案を提出するものである。